

政令第 号

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十八号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）を実施するため、この政令を制定する。

（住宅金融公庫法施行令の一部改正）

第一条 住宅金融公庫法施行令（昭和三十二年政令第七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条の六」を「第十七条の五」に、「第十七条の七」を「第十七条の六」に改める。

第七条第二項、第九条第二項、第十二条第三項、第十三条第四項及び第十七条の二を削る。

第十七条の三第一項中「第二十二条の四第一項」を「第二十二条の二第一項」に改め、同条を第十七条の二とする。

第十七条の四中「第二十二条の四第二項」を「第二十二条の二第二項」に改め、同条を第十七条の三と

する。

第十七条の五を第十七条の四とし、第十七条の六を第十七条の五とする。

第二章中第十七条の七を第十七条の六とする。

附則第四項中「第三項並びに」及び「第四項」を削り、同項第一号中「第七条第一項」を「第七条」に改め、「（住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅宅地債券引受者に対する貸付金にあつては、同条第二項の規定による加算後の金額）」を削り、同項第二号中「（住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅宅地債券引受者に対する貸付金にあつては、第十二条第三項又は第十三条第四項の規定による加算後の金額）」を削り、同項第三号中「（住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅宅地債券引受者に対する貸付金にあつては、同条第四項の規定による加算後の金額）」を削る。

附則第五項中「同条第一項」を「同条」に改め、「（住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅の改良を行う住宅宅地債券引受者に対する貸付金にあつては、同条第二項の規定による加算後の金額）」を削る。

附則第七項及び第八項を削り、附則第九項を附則第七項とし、附則第十項を附則第八項とする。

（住宅宅地債券令の一部改正）

第二条 住宅宅地債券令（昭和三十八年政令第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「割引」を「募集」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 住宅宅地債券（沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券にあつては、沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八十六号）第七条の十六第三号に規定する団体が引き受けるべきものとして発行するものに限る。以下「区分所有者団体引受住宅宅地債券」という。）は、利札付きとする。

3 沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券（区分所有者団体引受住宅宅地債券に該当するものを除く。）は、割引の方法により発行する。

第四条第二項中「住宅金融公庫法第二十七条の三第四項各号に掲げる者」を「住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十七条の三第四項に規定する団体」に改め、「沖縄振興開発金融公庫法」の下に「（昭和四十七年法律第三十一号）」を加える。

附則第二項の表第一条第一項の項の次に次のように加える。

第一条第三項

除く。）

除く。）及び都市再生機構宅地債券

附則第二項の表第一条第三項、第二条（見出しを含む。）、第三条第二項第一号から第五号まで、第六

条、第七条第一項、第八条第二項第一号及び第二号、第九条第一項第一号、第三号から第六号まで及び第八号並びに第二項第二号の項中「第一条第三項、」を削る。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第三条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の十五第二項中「住宅金融公庫法第二十七条の三第四項」を「公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十八号）附則第四条第一項」に改める。

（新住宅市街地開発法施行令の一部改正）

第四条 新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「住宅金融公庫住宅宅地債券又は」を削り、「、国土交通省令で定めるもの。」を「国土交通省令で定めるもの」に改める。

（北海道防寒住宅建設等促進法施行令の一部改正）

第五条 北海道防寒住宅建設等促進法施行令（昭和四十年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「第一条の三第四項」を「第一条の三第三項」に改める。

第一条の三第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第一条の六を削る。

附則第二項中「第八条第七項」を「第八条第六項」に改める。

附則第三項中「（次項において「特例期間」という。）」「及び「及び第二項」を削り、「同条第一項」を「同項」に改め、「（住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅宅地債券引受者に対する貸付金にあつては、同条第二項の規定による加算後の金額）」を削る。

附則第四項を削り、附則第五項を附則第四項とする。

（所得税法施行令の一部改正）

第六条 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三百三十九条の三中「住宅・都市整備公団が、」の下に「公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十八号）附則第四条第一項（住宅

宅地債券の発行）若しくは同法第二条（住宅金融公庫法の一部改正）の規定による改正前の」を加える。

（沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部改正）

第七条 沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二中「の規定により読み替えて準用する住宅金融公庫法第二十二条の二」を削る。

第十条第二項中「、第二項及び第四項」を「及び第二項」に改め、同条第四項中「及び第四項」を削り、同条第五項中「及び前項において準用する住宅金融公庫法の規定の適用については」を「の規定及び第四項の規定により次の表の上欄に掲げる住宅金融公庫法の規定を準用する場合においては」に改め、同項の表第三十五条の二第四項の項を削り、第十条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項において準用する住宅金融公庫法第三十五条の二第一項の基準においては、住宅、土地又は借地権の譲受人の選定方法に関し、一定の沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券を引き受けた者（その相続人を含む。）で、当該住宅、土地又は借地権の譲受けの申込みの際現にその沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

第十二条中「第十条第五項」を「第十条第六項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（以下「整備法」という。）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十七年八月一日）から施行する。

(住宅金融公庫法施行令及び北海道防寒住宅建設等促進法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 整備法附則第二条の預金者又は整備法附則第四条第二項の者に対する貸付金の金額の限度については、第一条の規定による改正後の住宅金融公庫法施行令第七条、第九条、第十二条、第十三条並びに附則第四項及び第五項の規定並びに第五条の規定による改正後の北海道防寒住宅建設等促進法施行令第一条の三及び附則第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第二十六条の十五第二項に規定する債券のうち

、整備法第二条の規定による改正前の住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十七条の三
第四項の規定によりこの政令の施行前に発行された住宅金融公庫住宅地債券については、なお従前の例
による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この政令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合に
おけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（公庫の国庫納付金に関する政令の一部改正）

第五条 公庫の国庫納付金に関する政令（昭和二十六年政令第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号口中「第十七条の七」を「第十七条の六」に改める。

理由

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、住宅積立郵便貯金の預金者及び住宅金融公庫住宅宅地債券を引き受けた者に係る住宅金融公庫の貸付金の金額の限度の特例を廃止する等関係政令の規定を整備する必要があるからである。